平成２５年（フ）第４０８８号
千葉県茂原市六ツ野1388―24
破産者　渡辺　忠平
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２６１号
神奈川県横浜市中区長者町２丁目６番７
破産者　株式会社エス環境
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２６２号
神奈川県横浜市南区中村町４丁目280―101、開始決定時の住所神奈川県横浜市中区山田町５―１　フロール山田町第２　401
破産者　篠原　　勝
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３０７号
東京都北区東十条４丁目５―15―502
破産者　平本　　誠
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６２９号
東京都千代田区神田須田町２丁目９番地
破産者　有限会社アリストクラティコ
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６３０号
東京都調布市国領町２丁目25―10―201
破産者　森田　　充
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７４１号
神奈川県横浜市港南区野庭町39番地の７
破産者　有限会社オールラウンド
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７４２号
神奈川県横浜市港南区野庭町39―７
破産者　藤沢　和彦
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７４９号
東京都荒川区東日暮里２丁目28番11号　ウエントワース３階
破産者　サムシステムサービス株式会社
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７５０号
埼玉県さいたま市北区宮原町３丁目224―２―106
破産者　村上　　武
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７６７号
神奈川県川崎市高津区梶ヶ谷３―２―４　ヒルトップ梶ヶ谷303、商業登記簿上の本店所在地東京都目黒区東山１丁目７番５号
破産者　有限会社ポートフォリオ
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７７１号
東京都中央区銀座７丁目16番21号
破産者　株式会社いちよし
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７７２号
東京都江戸川区西葛西１丁目７―15
破産者　佐藤　一義
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７９５号
東京都世田谷区尾山台３丁目10番７号
破産者　東京ハウス株式会社
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７９６号
東京都渋谷区鶯谷町８―６―110、住民票上の住所神奈川県川崎市宮前区小台１丁目10―10―301
破産者　前　　卓男
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８２５号
東京都渋谷区神宮前３丁目25番12号
破産者　有限会社ブルームーンワークス
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８２６号
東京都渋谷区神宮前３丁目25番12号
破産者　有限会社アスティ・バックステージサービス
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８２７号
神奈川県川崎市高津区久本２丁目４―11―902
破産者　瀬口　好充
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８３８号
千葉県千葉市緑区高田町1970番地３
破産者　株式会社宏優
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８３９号
千葉県千葉市中央区弁天１丁目30―１―313
破産者　佐伯　　朗
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８７４号
東京都墨田区東駒形１丁目８番１号
破産者　有限会社サイダオフィス
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８７５号
東京都文京区大塚６丁目24―10―102
破産者　座田　　学
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部